

あっけし 議会だより

No. **119**

12月定例会号

— 2021.2 —

◇発行／厚岸町議会
◇編集／議会広報特別委員会



コロナ禍に打ち勝つ
初日の出
ゆめといふ
(末広・夫婦岩)

- 第4回定例会
 - * 決まったことから……………P2～P4
 - * 第3回臨時会……………P4
 - * 第4回臨時会……………P4
 - * 町政を問う ～一般質問～……………P5～P11
- 厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担……………P12～P13
- 新年のあいさつ……………P14
- 議会の動き……………P14

一般質問者

- ・ 南 谷 健 議員
- ・ 室 崎 正 之 議員
- ・ 石 澤 由紀子 議員
- ・ 杉 田 尚 美 議員
- ・ 竹 田 敏 夫 議員
- ・ 大 野 利 春 議員
- ・ 音喜多 政 東 議員

第4回定例会

第4回定例会は、去る12月9日招集され、3日間の会期で行われました。

一般質問には、7名の議員が町政全般についてたどしました。

決まったことがら

議決

損害賠償の額を定めることについて

令和2年9月25日、午前11時10分頃、厚岸町住の江1丁目1番地「町立厚岸病院」裏駐車場内において生涯学習課職員が、職務上保健福祉総合センターから情報館に帰館しようとしたところ、運転操作を誤り、隣に駐車していた相手方車両に接触し同車両の運転席側前方バンパーと公用車運転席側前方バンパーが破損した事故に対する賠償額を8万861円と決定しました。
(町の過失割合100%)

財産の取得について
(全会一致)

財産の名称 防災倉庫 6棟
取得価格 1452万円
契約相手 有限会社サンケイ
(全会一致)

条例

厚岸町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例の制定について

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については令和3年1月1日から施行されます。

この改正は、平成30年度税制改正において、個人所得課税の見直しとして、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、その代わりに所得額が算定された後に、その所得額から、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられ、令和2年分の所得税と、令和3年度分の個人住民税から適用されます。これに伴い、国民健康保険税の軽減判定の所得額が10万円上がることで、これまで軽減を受けていた人が受けられなくなる不利益が生じるようになります。そのため、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を現行33万円から43万円に10万円引き上げ、また、世帯の給与等所得者が、2人の世帯では

20万円、3人の世帯では30万円の所得が増加することとなり基礎控除額相当分として引き上げた10万円を上回るようになるため、算定式の見直しも行い、世帯のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人の数の合計から基準額で引き上げた10万円分にあたる1人を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるとする改正が行われました。

この改正に伴う厚岸町国民健康保険税条例の必要な改正について可決しました。

厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
(全会一致)

この条例は、現在移転改築中の厚岸保育所の名称、位置及び定数を改めるために制定するもので、名称は、現在のしんりゅう保育所に倣い、児童がわかりやすく、より親しみを持てるように、漢字の「厚岸保育所」をひらがなの「あつけし保育所」に、位置は、「厚岸町梅香2丁目2番地」を移転先の「厚岸町奔渡6丁目268番地」に、定数は、現児童数と来年度見込ま

れる児童数を踏まえ、「100人」を「75人」にそれぞれ改正するものについて可決しました。
(全会一致)

厚岸町工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

この条例は、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、信用保証協会による保証について経営者の個人保証を求めない保証の創設、地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるため、一部を除き、令和2年10月1日から施行された「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の一部を改正する法律」において、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の一部が改正されたことにより、条

(全会一致)

厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日から施行され、町村の選挙における立候補に係る環境改善のため、条例で定めるところにより、町村が一定の金額の範囲内で選挙に係る費用を無料とすることができるよう選挙公営の対象が、市と同様のものに拡大されることになりました。

厚岸町でも、この法改正の趣旨に鑑み、お金のかららない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、町議会議員選挙及び町長選挙に係る「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」、「選挙運動用ポスターの作成」の費用について、国政選挙における公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定に準じて、一定の金額の範囲内で選挙に係る費用を公費で負担できるようにするための条例の制定について可決しました。（全会一致）

請願

厚岸保育所建物（現梅香町所在）に関する請願書

令和2年9月9日開会の第3回定例会において、厚生文教常任委員会に付託された本請願については、委員長報告で不採択が報告され採決の結果不採択とされました。

（採択1 不採択10）

陳情

新築住宅に対する支援助成事業の継続及び助成額の拡大に関する陳情書

本陳情は、本会議において総務産業常任委員会に付託され、閉会中に審査することに決定しました。（全会一致）

決算認定

令和元年度厚岸町一般会計

特別会計（国民健康保険・簡易水道事業・下水道事業・介護保険・後期高齢者医療・介護老人保健施設事業）歳入歳出決算の認定及び企業会計

（水道・病院）決算の認定

令和2年第3回定例会で決算審査特別委員会に付託となっていた各会計の決算について、委員長から審査報告があり、本会議において、いずれも認定されました。（全会一致）

補正予算

各会計補正予算審査特別委員会に付託審査し、本会議にて全会一致で可決しました。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（11回目）

歳入歳出予算の総額に2億5015万5千円を追加し、予算総額を124億363万1千円とする。

主な内容

除雪対策2億584万8千円の増

令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（4回目）

歳入歳出予算の総額に408万4千円を追加し、予算総額を14億398万9千円とする。

令和2年度厚岸町簡易水道

事業特別会計補正予算（2回目）

歳入歳出予算の総額から186万2千円を減額し、予算総額を8392万9千円とする。

令和2年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2回目）

歳入歳出予算の総額から5231万7千円を減額し、予算総額を6億5661万3千円とする。

令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（4回目）

歳入歳出予算の総額に394万2千円を追加し、予算総額を10億9340万9千円とする。

令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（3回目）

歳入歳出予算の総額から289万3千円を減額し、予算総額を1億4732万2千円とする。

令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2回目）

歳入歳出予算の総額に349万5千円を追加し、予算総額を8289万8千円とする。

令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）

収益的支出の総額に341万円を追加し、総額を2億7379万3千円とする。

令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）

収益的支出の総額に194万9千円を追加し、総額を12億6600万1千円とする。

所管事務調査報告

総務産業常任委員会が閉会中に実施した町内における所管事務調査の内、11月10日に実施した各種建設工事等の現地調査についての報告書が提出され、了承されました。

申出

閉会中の継続調査申出書

総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会及び議会運営委員会から、次の定例会までの閉会中における継続調査の申し出があり、承認されました。

各委員会の調査事項は次のとおりとなっています。

総務産業常任委員会

- (1) 総務及び防災に関する事項
- (2) 財政及び税に関する事項
- (3) 財産に関する事項
- (4) 商工・労政及び観光に関する事項
- (5) 農業、林業、畜産及び水産業に関する事項
- (6) 土木、建築及び都市計画に関する事項
- (7) 出納に関する事項
- (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生文教常任委員会

- (1) 国民健康保険に関する事項
- (2) 介護保険に関する事項
- (3) 民生及び福祉に関する事項
- (4) 保健衛生及び生活環境に関する事項
- (5) 上下水道に関する事項
- (6) 学校教育、社会教育及び生涯学習に関する事項
- (7) その他厚生及び文教に関する事項

議会運営委員会

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- (4) その他本委員会所管に関する事項

各常任委員会の活動状況

〔令和2年10月1日から
令和2年12月31日まで〕

▼総務産業常任委員会

第5回（11月20日）

- ① 所管事務調査報告書について
- ② 閉会中の所管事務継続調査について

町内所管事務調査

11月10日

門静2号道路、太田門静間道路改良舗装工事、白浜4丁目地区汚水管新設工事、真栄1条通り歩道改修工事、厚岸保育所移転改築用地造成工事、湖南地区避難場所整備工事、消防団庁舎建設工事、筑紫恋地区配水管更新工事、御供山津波避難階段整備工事、厚岸漁港直轄特定漁港漁場整備事業、厚岸漁港衛生管理型荷捌所整備事業、厚岸漁港若竹第2埠頭休憩施設建設事業、床潭末広間道路4工区擁壁改築工事について現地調査を行いました。



総務産業常任委員会所管事務調査
(筑紫恋地区配水管更新工事)

▼厚生文教常任委員会

第6回（10月13日）

- ① 請願第1号について
- ② 厚岸町ごみ焼却処理場での排ガス中ばいじん値の基準超過について

第7回（11月4日）

- ① 請願第1号について
- ② 水道料金検証作業スケジュールについて

第8回（11月27日）

- ① 請願第1号について
- ② 閉会中の所管事務継続調査について
- ③ 令和2年度全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果について

第3回 臨時会 10.20

補正予算

令和2年度厚岸町一般会計
補正予算（8回目）

歳入歳出予算の総額に2950万1千円を追加し、予算総額を121億2174万4千円としました。

主な内容

釧路広域連合負担金1560万円の増、インフルエンザ予防接種771万6千円の増
(全会一致)

財産の取得

(全会一致)

工事請負契約の変更について

て

(全会一致)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(全会一致)

厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(全会一致)

厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(全会一致)

第4回 臨時会 11.24

報告

専決処分事項の報告

令和2年度厚岸町一般会計
補正予算（9回目）を承認しました。
(全会一致)

議決

補正予算

令和2年度厚岸町一般会計
補正予算（10回目）

歳入歳出予算の総額に2500万円を追加し、予算総額を121億5347万6千円としました。

主な内容

門静2号線道路災害復旧事業2500万円の新規計上
(全会一致)



南谷 健 議員

インターチェンジ予定地太田への旧道登り坂

インターチェンジは光栄と太田市街地間の光栄寄り、道道厚岸標茶線に接続の位置で調査設計が進められています。尾幌の大きなカーブと尾幌市街の中間で国道44号へ乗り降りする接続となり、糸魚沢「町民の森植樹祭開催場所」への入り口道路から数百メートル糸魚沢市街地側でも国道44号と乗り降り接続となります。

国 令和3年度の進捗状況と開通の見通しは。

国 令和3年度の進捗状況は予算案可決後、年度初めに国土交通省にて事業概要が決定します。現段階で申し上げられません。令和3年度以降は用地交渉、買収完了後工事着手となり開通の見通しは、総事業費約650億円が年次ごとの予算配分となり見通しがたらず、早期完成を要望活動のなかで強く国へ訴えます。

国 開通で、人や物流が便利となり、過疎化が進みます。今から定住対策や子供を安心して産み育てる町づくりと、基幹産業の水産・農業後継者対策を優先すべきでは。

国 移住・定住対策は、町の施設を利用した移住体験、

引越しや家賃等助成、起業の支援及び結婚の際の引越しや家賃助成などの人口減少対策と、引き続き保育所・幼稚園の保育料の無償化、出産祝金10万円支給。妊婦健診通院費や18歳まで子供医療費無料化、給食費の無償化等の無償化施策を講じます。

漁業は、現在行っている資源管理等により永続的に営ん



インターチェンジ設置予定地(埋蔵文化財試掘調査地周辺)

でいけるようにすることが一番の後継者対策です。漁協は、新規着業誘致に向け正組合員資格要件を1年以上に緩和したほか、青年部の研修会や各種活動を支援しています。

農業は、親元就農が継承の根本で釧路太田農協と協議し、積極的に取り組みます。

国 門静付近に乗り口と降り口があれば避難場所としての活用や、利便性を考えると必要で、強く要望すべきでは。

国 現状計画にありませんが、今後道が作成の津波浸水予測図により、門静地区の避難計画が必要となった場合、本道路の役割について釧路開発建設部へ申し入れしたい。

『敬老会事業費補助金 年度内誕生者へ改正』

国 町内で敬老会を開催する団体と自治会の実行委員会等へ要綱を定め、毎年70歳以上の1人につき2500円以内を助成しています。9月1日以降誕生の方々は戸惑い、残念がっています。年度内対象とすべきでは。

国 現状毎年8月31日現在満70歳以上の人が対象ですが、この度の質問を町民要望と捉え、来年度から年度対象とするよう検討します。

「コンクリートの運営状況は。」

国 今年度はコロナ禍の影響を考慮し、当初計画は約4509万円の経常損失を見込みました。7月からのGoToキャンペーンや道民割の効果で8月から11月までの入館者数は、前年同期比95・3%まで回復し、8月から10月までで約2351万円、4月から10月までの経常利益は約1534万円の前年同期比36・6%となっています。現在の状況から本年度末で約3100万円の経常損失の見込みとなっています。

国 社長である町長は今後どのような対応をされますか。

国 令和2年度の繰越利益剰余金約3112万円から本年度経常損失の約3100万円と法人税見込額約21万円を差し引き、約9万円繰越欠損金が生じる見込みです。

コロナ禍の状況により、今後の経営に支障を来すと判断した場合、町として必要な支援策を講じなければならないと考えています。

有明昆布干場の整備について

有明昆布干場で溢水被害が出ています。防塵対策も十分ではありません。

現地からの要望を聞き取る仕組みが必要です。

役場内でコロナのクラスターが出た場合の対応や予防策についてと、国が実態把握のための調査を始めるヤングケアラーにつき尋ねました。



室崎正之議員

有明昆布干場の溢水・防塵対策

問 有明昆布干場の溢水被害は解決しているか。

答 有明昆布干場は平成25年汐見川が溢水し、土砂が流れ込む被害があった。その後陳情を受け汐見川の整備と周辺素掘側溝の維持管理に努めてきた。これにより一定の効果は得られている。

3月の大雨の際、西側の山からの雪解け水が側溝から溢れ干場に流入した。雪解け時の大雨で土嚢の設置が間に合わなかったことによる。

西側からの土砂流出防止については北海道に対し対策を要望しており、年度内に対策工事が完了する。

問 砂防ダムの設置工事が行われている西側奥の沢水は、山裾をまいて設置されている素掘側溝を伝って、汐見川に流れ込む。一雨降れば結構な水量となる。現地を見たところ、その側溝は泥に埋まり、雑草が繁茂していた。溢水しない方がおかしい。

答 現地を調査し、側溝の整備を行っていききたい。

問 防塵対策の現状と課題はどうか。

答 干場への防塵対策は周辺道路の補修や未舗装道路への

アスファルト採石を敷くことで行っている。

問 干場の南側、筑紫恋側に、筑紫恋道路から山側に入る東西に走る道路がある。これは昆布時期海風が吹く時は一番風上になる。昆布を運ぶ自動車に錯綜する道でもある。この道が、かつて舗装をしていたであろうという程度にまで荒れている。土埃は容赦なく風下の昆布に降り注ぐ。防塵対策はないに等しい。

答 現地を調査し、然るべき対策を講じる。

問 他の地域でも似たような問題がないかどうか。昆布漁期が始まる前に、利用する皆さんの意見や要望を聞き取る仕組みを作るべきだ。

答 検討する。

役場でクラスターが発生した場合の対応

問 町職員がコロナに感染した場合の町の対応。

答 町民の生命と健康の保持を優先し、併せて行政機能の維持、町民生活への影響の軽減、感染拡大防止を基本として対応する。

感染した職員本人は直ちに担当者に報告し、町は保健所の指導を受け、感染拡大防止のための手段を講じる。また、町民に対し職員が罹患した旨

を知らせ、庁舎を訪れた人に発熱等の症状があるときはすぐ医療機関にかかるよう周知する。6月に策定した業務継続計画に基づき、非常時ににおける業務の優先順位を定め、適切な対応をして行く。



役場庁舎執務風景

問 役場内でクラスターが発生した場合の対応。

答 直ちに庁舎の一部又は全部を閉鎖し、出入りを制限する。庁舎一階ホールや別の場所に総合窓口を設け対応するが、緊急を要する業務のみならずざるを得ない状況になる。

問 現在役場の執務状況は国の求める間隔を開けた状態ではない。他の場所や施設を利用するなど分散を図り、十分な距離を取った配置やリモートワーク等、密を避けること

を検討すべきだ。これは災害対策として検討すべき問題だ。

問 重要な課題であるが、現状では難しい。

ヤングケアラーの実態調査

問 厚岸町におけるヤングケアラー（家族の介護を行わなければならない18才未満の子供）の現状把握はできているか。

答 本年11月に釧路児童相談所経由で、要保護児童、要支援児童の中にヤングケアラーとしての支援が必要な児童がいるか、確認する調査があった。その中ではないと確認している。ただ、国も全体での調査はこれからで、その指示に応じて町でも実態把握のための調査が行われる。

問 教育委員会はこれをどう捉えているか。

答 児童生徒の日常や生活の実態を一番よく知っているのは担任の教師である。その中で支援が必要なものはないか十分気をつけている。ヤングケアラーにつき、実態を各学校に問い合わせたが、現状では確認されていないとのことであった。

問 就学していない18才未満の若者の調査や支援はどうか。

答 組織的な対応はない。



石澤由紀子 議員

釧路管内8市町村防災基本協定について

釧路管内8市町村防災基本協定で後方支援拠点としての自治体のあり方を来年度に提携市町村に対して提案したい。

問 釧路管内8市町村防災基本協定が2012年9月24日に締結されたがどのような取り組みや協議がなされているのか。また、目的・規模・構想は、具体的にどこまで進んでいるのか。

答 釧路管内8市町村防災基本協定は、平時時及び災害時における防災に関して、提携市町村が相互に協力し、災害対策の強化、災害が発生した場合における迅速な応急活動の実施による被害の軽減と、被災者の救護体制の確保を図ることにより、提携市町村住民の福祉の増進を目指すものである。現在も、この協定に基づき、平時時及び災害時における相互協力を行っている。

問 第2条の平時時における相互協力で実施しているものは現在あるのか。

答 基本協定を締結した際、管内8市町村のほか、釧路開発建設部、釧路地方気象台、釧路総合振興局を加えた「釧路管内防災・減災対策連絡会議」を設置し、防災・減災対策に係る意見交換や各市町村における取組状況の報告を行い、各市町村が抱える課題の共有、問題解決に向けた意見交換を行っている。

問 第4条に、応援の種類が記されている。かなり大がかりな内容になっているが、どのように準備し現在はどうなっているのか。

答 実際に、この協定に基づき、平成25年9月の台風による当町の全域において断水が発生した際には、鶴居村から給水車一台と人員の派遣、弟子屈町からは、4000本の飲料水の提供を受けている。今後においても、管内で災害が発生した際には、この協定に基づき防災対策にあたる。

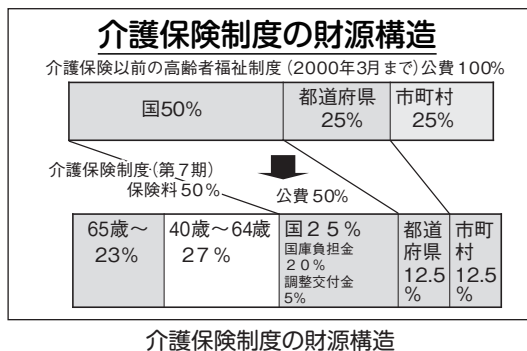
問 沿岸市町村が津波などに被災した場合の後方支援拠点自治体を検討すべきと思うがどうか。

答 来年度に向けて検討する。

問 令和3年度は介護保険事業計画が第8期に入るがどのように変わるのか。また、総合事業について、要介護者を対象とする改定が市町村の判断により可能になると言われているが町としてどうするか。

答 日常生活支援総合事業では、要介護認定を受けると、これまで受けていた介護予防や生活支援サービスの利用が継続できなくなる課題があった。今度の見直しでは、市町村の判断で要介護認定者を含めることが可能とされたので計画策定にあたり検討を進めている。

問 利用者負担はどのような利用負担割合の変更は



問 介護保険料は高齢者の負担能力を超えている。保険料の負担の抑制が必要だと思いませんか。

答 当町の基準となる第5段階の保険料月額4600円は管内でもっとも低く設定されている。現在、算定作業を行っているところだ。なお、低所得者の保険料軽減措置については、所得階層第1段階の保険料は基準額に対する割合を0.5から0.3に、第2段階は0.7から0.5に、第3段階は0.75から0.7に軽減されており、この軽減措置は継続される見通しになっている。

問 当地域では、釧路保健所の指導・管理以外任意で行う検査はできないのが現状だ。

答 第3波の感染拡大に対して厚生労働省から「高齢者施設等での検査の徹底」の要請が自治体に出されていたが、町としてどうするか。

問 町内の対象事業所に速やかに周知するとともに、本通知に該当する事業が発生した場合、釧路保健所の指示のもと、通知に従った対応をする。

問 介護施設などの職員に対して定期的にPCR検査を実施している自治体も出ている。重症化しやすい高齢者を守るためにも必要だと思いませんか。

答 当地域では、釧路保健所の指導・管理以外任意で行う検査はできないのが現状だ。

みんなの厚岸町のために 「協働のまちづくり」とは



杉田 尚美 議員

「協働のまちづくり」とは

問 町長は就任当初から「協働のまちづくり」を基本的な理念として取り組まれておられるが、第6期総合計画が策定されたことに伴い、あらためて思いを共有すべく、その背景・必要性・意義についてのご認識を伺う。

答 人口減少や少子高齢化に伴う減収の懸念や人々の価値観やライフスタイルの多様化、地方分権や地方創生の推進により市町村に求められる役割と責任が一層高まっている背景があり、各市町村が地域の魅力や課題を明らかにし、多様な主体を巻き込んだ「協働」を推進する必要性が高まっているものと認識している。

また、行政の変革を進めなければならぬと共に、「自分達の町は、自分達で作る上げる」といった住民の意識改革も住民と町が一体となって進め、より素晴らしい厚岸町を築きあげなければならぬと考えている。

問 私は「協働」はその定義として、公共政策としての公益性の確保・住民の自由な発想の保障・住民主体であることへの配慮から成り立つのではないかと考えるが、いかが

か。

答 その通りである。「協働」において、町民がもつ様々な活力を、行政・公共の分野にも活かしていくことが必要である。更にその過程で、町民と町との信頼関係を大切にしていくことが最も重要だと考えている。



問 総合計画では町民の役割が明確に記載されている。

その実践へのきつかけ作りの場として、自治会や町内会といった地縁的なコミュニティへの参加もあるが、それぞれが関心のある事などで集うテーマ型のコミュニティもある。また一方で、個々においてはそれぞれの生活に変化があることから、町民個々がまちづくりへの関心を持続させることが難しい場合もある。きつかけ作りや活動の継続性への支援についてはどのよ

うに考えているか。

答 特に自治会を「協働のまちづくり」の基盤と考えている。また、個人におけるまちづくりに対するきつかけ作りや継続性を促すため、各種講座などを通して、まちづくりに関する情報を町民に届けることが重要と考えている。

今後も継続して積極的に各種情報を発信していく。

今後の感染症対策について

問 現在の新型コロナウイルスワクチンの配備について、どのような見通しでいるか。

答 現時点において国では、その特性や効果が確立しておらず、具体的な配備時期を見定めることは困難であるとしている。また、接種の優先順位については、今後、科学的根拠に基づき国が定めることとなっている。

問 収束の時期について、目標や見通しを定めることによつて、思い切った支援を行えるであろうし、外出自粛の要請等に対する町民の協力が得られやすいと考える。ワクチン配備の時期が力ギを握ると思われるが、公式な見解でなくとも、収束時期の目標というものを定めるべきではないか。

答 町民はもとより、国民誰もが早期の収束を求めているが、安全性の確保が最重要である為にワクチン配備の時期・感染収束の時期を見定めることは、現時点では困難である。

特定健診・がん検診の受診率について

問 特定健診の受診率の向上・低迷によって、どのような影響があるか。また、今後の受診率向上のための事業等があれば伺いたい。

答 受診率の向上により、生活習慣病の早期発見につながり、重症化を防ぐことができ、中長期的に見ると医療費の抑制につながる。また、町の財政面においても、受診率が前年度より3ポイント以上向上すると、国や道からの交付金が増額となる。

一方受診率の低迷は、医療費や保険税額の上昇につながり、受診率が25%未満になると交付金が減額され、保険給付費などに充てる保険税以外の財源が減少するため、保険税率を引き上げざるを得ない要因の一つとなる。

今後の受診率向上の為に、対策として、今年度は、受診頻度別の5区分に分けたハガキによる勧奨を行っている。



竹田敏夫議員

新築助成・きのこ災害連携協定について

新築支援助成事業について25万円から100万円に増額を来年度に向けて進めてまいります。

きのこ生産者が認定農業者となることが可能に。

電気自動車(EV)の活用をすべき。

災害連携協定締結をすべきという回答を得ました。

○ 厚岸町住宅新築支援助成事業について、厚岸町の経済普及効果と建設業労働者の安定雇用の為に支援額25万円を100万円に増額をするように要望するが町の対応は。

○ 厚岸町住宅新築支援助成事業は、良質な住宅ストックの形成による町民の生活の向上及び定住人口が確保されるところに、町内産業の活性化の促進を図ることを目的とし、平成26年度から1件あたりの助成額を20万円、令和2年度からは25万円に増額し支援を行っており、リフォーム支援助成事業とあわせ、町の経済と労働者の安定雇用にも貢献してきたものと考えております。

○ 本年11月19日には、あつしの家づくり協会から「新築住宅に対する支援助成事業の継続及び助成額の拡大に関する陳情書」により、支援事業の継続と支援助成額を100万円に拡大して欲しい旨の要望もありましたので、増額を含めた助成方法についての検討を来年度に向けて進めているところであります。

○ きのこ生産者に対する支援について、生活上の為に認定農業者に早く認定するべきであると思うが町の対応は。

○ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を市町村が認定し、認定を受けた農業者のことをいい、認定農業者は農業近代化資金の貸付等、各種制度の対象となります。

○ 事例が少なく、情報収集や確認作業に時間を要しましたが、認定することが可能となり、この程、きのこ栽培における青年等就業計画を審査し、認定新規就農者として認定したところであります。

○ 今後、きのこ栽培における認定農業者について、同様に申請があった場合には速やかに対応してまいりたいと考えております。

○ 災害時の電気自動車について、災害時に電気自動車に蓄えられた電力を、生活家電やスマートフォンなどの電力として活用することが出来るが、

町としてEVを活用する為、自動車会社と災害連携協定を締結する必要があると思う。また、EVを個人で所有する町民をリストアップして、町民と町との災害連携協定を締結しておくなど、災害に強い町づくりをすることに対しての町の対応は。

○ 実際に、胆振東部地震や台風15号による停電の際は、自動車メーカーが被災地に電気自動車等を派遣し、外部給電機能を活用した活動を行い、避難所での携帯電話の充電や照明の確保、乳幼児や高齢者などがある個人宅や老人ホームなどの給電を行ったところ。車種によっては100ボルトでそのまま使用でき、「移動式電源」として活用することが可能になります。

○ 町におきましても、災害時における電力の確保は重要な課題と捉えており、電気自動車等を活用した災害連携協定を結ぶ自治体も増えてきております。



電気自動車

○ 災害時において、電気自動車等は移動式電源として有効活用できることから、自動車会社等との災害連携協定について検討を進めてまいります。

○ また、電気自動車等を保有する個人との災害連携協定につきましましては、一部の自治体において「災害時協力登録車制度」として行われており、災害時に避難所等の非常電源となる電気自動車等を確保するため、住民等に事前登録を求めるものとなっております。

○ 実施している自治体も少ないことから、まずは情報収集を行い、その有効性について検証してまいりたいと考えております。

コロナ禍における更なる支援を

新型コロナウイルス感染拡大によって客足が遠のいている飲食業界に更なる支援が必要と思うがの問いに対し、今後も実態調査を継続して行い、状況を把握した上で、必要な対策を検討するとの答弁を得た。



大野利春議員

新型コロナウイルス 感染症拡大に伴う 経済対策について

問 新型コロナウイルス感染拡大によって客足が遠のいている飲食業界に更なる支援が必要と思うが、町はどう捉えどう対策をするのか。

答 これまで、町と商工会は、町内事業者に対して計6回の実態調査を行い、経営状況の把握を行うとともに、4月には「厚岸町新型コロナウイルス感染症経済対策連絡会議」を設置し、必要な支援を行う

てきた。緊急資金融資制度の創設、1事業者あたり60万円の給付金支給、がんばろう厚岸応援券を交付するなど事業継続への支援などの対策を講じてきた。このほかで、国による持続化給付金や北海道による休業要請に伴う支援金の支給なども講じられている。

「第3波」と言われる感染拡大により収束が見えない状況の中、年末年始を控え忘年会や新年会の予約が入らず、不安を抱く事業者もいるのではないかと懸念している。今後においても商工会と連携しな



客足が遠のく飲食街

がら、飲食業をはじめとする事業者に対し新北海道スタイルの実践をお願いするとともに町の感染防止対策補助金を活用していただき、実態調査を継続して行い、状況を把握した上で必要な対策を検討したい。

酪農における災害時の 断水対策について

問 町営牧場では、災害などで断水になった場合、どのようにして預託牛に給水するか。また、大別川、ホマカイ川などから農家が取水する場合、川辺にちよつとした広場が必要と思うが整備できないか。

答 町営牧場では、トラクター用牽引式バキュームで緊急的に近隣を流れる河川や池から水をくみ上げ、牛舎やパドック、放牧地へ運んで預託牛に給水することになっている。

また、農家が河川から取水する場合、町と釧路太田農業協同組合、厚岸消防署で検討し、町内の酪農家を7地域に分けて、あらかじめ決められ

た河川から取水することになっている。これらの河川を選定する際、2カ所に広い場所が必要となったため、1カ所は整地を行ったが、もう1カ所については工法の決定や土地所有者等との調整が必要であり、関係者と協議を進めます。

農道整備について

問 太田片無去間道路のクラックの補修工事を数カ所で行ったが、今後ずっと終点まで行う計画はあるのか。

答 町では全ての路線について、日常的な道路パトロールのほか、町民等から道路補修の要望があった場合、現地を確認して道路の補修をしている。太田片無去間道路は地域からの改善要望があり、路面のクラック補修を約2キロメートルに渡り、直営で8カ所補修しました。この道路は、今回補修した箇所以外にも多数のクラックを確認しているので、継続的に補修を実施していきます。



音喜多政東 議員

林業の振興策について

釧路市で事業展開する日本製紙が、製紙部門を撤退すると表明しました。長い事業の歴史を持つ企業だけに、広範囲な地域で事業活動をするだけに、当町にもその影響が及ぼしかねません。町内の関連事業者や働いている人々の安定のため、その対応策が必要ではないかと伺った。それに対し町は、現時点では今後どのような状況になるのか、不明点が多く、見過ごす事のないよう注視し、今後この問題の対応にあたっていくとしております。

問 日本製紙釧路工場製紙事業が撤退すると報道されています。これに伴い、町内の製材、造材等関連事業者に与える影響はどのように把握されていますか。

また、具体的影響が判明した場合、救済策に対応し支援する考えはありますか。

答 町内の関連と思われる林業、林産業の事業者から聞き取りをしたところ、日本製紙釧路工場と取り引きがあり直接的な影響があると回答した事業者はありませんでした。

しかし、今後時間の経過と共に下請事業者や関連事業者との影響も想定され、見逃すことなく注視し、その問題の対応に取り組んで参ります。

問 木質バイオマスの一層の利用促進に取り組む必要が求められています。

世界各国は脱炭素の方向性をより鮮明にしました。日本政府も2050年まで国内温室効果ガス排出ゼロを宣言し、2030年度までの目標値を

来年予定されているCOP26迄に具体的に示すことが求められています。よって国は今後企業、国民により具体的に行動を求めてくるものと思われませんが、町はこのような状況をどの様に受け止めますか。

また、具体的行動として、公共施設でペレットボイラーの導入や、木質バイオマスの利用促進を進められませんか。

答 地球温暖化対策のための木質バイオマス利用促進については、これまでに町民に対する国からの具体的な行動についての要請や施策の情報は

ありません。今後、国からの具体的な施策が示された場合には、随時町民の皆様所周知し、対応を図ってまいりたいと考えています。町有施設での木質バイオマスボイラーの導入であります。現在、導

入によるコスト削減効果が大きいと考えられる温水プールへの導入を検討しているところですが、施設に適したボイラーの選定、安定した燃料チ

ップの確保とその手段等、導入に向けた課題も多くあり、更に調査検討を進めていく必要があります。

問 町民の森づくりが進んでいます。今後の植樹用地の確保等、事業計画はどのような見通しですか。

答 当町の町民による森づくりは、子供から学生など全年代の住民や各団体からの参加により、その規模は道内でも誇り高いものとなっています。

自然環境の保全や森づくりの大切さを知って頂ける大変有意義な事業であります。今年度の植

樹はコロナの影響で中止となりましたが、過去に別寒辺牛川・ホマカイ川流域



子供と参加・町民植樹祭

環境保全協議会により、河畔林植樹事業を実施した場所ですが、鹿の食害等により木が生育していない場所で、2カ年に渡って開催を予定しています。更には町内の未立木地等の調査を進め、植樹会場を確保し今後も継続して実施して参ります。

厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され同年12月12日から施行されました。それに伴い厚岸町では令和2年厚岸町議会第4回定例会において「厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を制定し、町議会議員の選挙における候補者の費用負担が軽減されることになりました。

公職選挙法では、お金のかからない選挙制度を実現するとともに、候補者の選挙運動に係る負担をできるだけ軽減することにより、立候補の機会均等を図る手段として「選挙公営制度」を設けています。

選挙公営制度とは、国又は地方公共団体が一定の範囲でその費用を負担して選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たって便宜を供与し、又は候補者の選挙運動費用を負担する制度です。

<主な改正内容>

今回の改正により、町村議会議員選挙において、供託金が導入されるとともに、各町村において条例を定めることによって、選挙公営を公費で実施できることとなりました。

1 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 選挙運動用自動車の使用 | } 公営対象 |
| (2) 選挙運動用ビラの作成 | |
| (3) 選挙運動用ポスターの作成 | |

2 町村議会議員選挙における選挙運動用ビラ頒布の解禁

上限枚数 1,600枚 → 解 禁

3 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

供託金額 15万円 → 導 入

4 町村の選挙における公営拡大と供託金導入

区 分	公 営 の 有 無			供 託 金
	選挙運動用 自 動 車	選挙運動用 ポ ス タ ー	選挙運動用 ビ ラ	
町村議会議員選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁(公営対象)	— ↓ 供託金導入(15万円)

5 町村の選挙における通常葉書及びビラの頒布枚数

区 分	主 体	通 常 葉 書	ビ ラ
町村議会議員選挙	候補者個人	800枚	1,600枚

※町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの種類、頒布方法、規格等は市議会議員選挙と同様としています。

6 町村の選挙における供託物の没収点

区 分	法 定 得 票 数	供 託 金	供託物没収点等
町村議会議員選挙	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{4}$ 以上	15万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$

7 厚岸町における公費負担の対象及び限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

契約の種類・内容等		公職選挙法による 法定限度額(単価)	厚岸町限度額 (単価)	
1 一般運送契約 (ハイヤー契約)		選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計額(同一の日におい て1台に限る。)	各日について 64,500円	同 左
2 その他の契約 (一般運送契約 以外)	ア 自動車借入契 約(レンタカ ー契約)	選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計額(同一の日におい て1台に限る。)	各日について 15,800円	同 左
	イ 燃料供給の契 約	選挙運動用自動車に供給 した燃料の代金	7,560円× 選挙運動日数	同 左
	ウ 運転手雇用の 契約	選挙運動用自動車の運転 業務に従事した各日につ いて支払う報酬の合計金 額(同一の日において1 人に限る。)	各日について 12,500円	同 左
※1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。				

(2) 選挙運動用ビラの作成

内 容 等	公職選挙法による 法定限度額(単価)	厚岸町限度額 (単価)
町村議会議員選挙：作成限度枚数 1,600枚	751円 (1枚当たり)	同 左

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

内 容 等	公職選挙法による 法定限度額(単価)	厚岸町限度額 (単価)
【公職選挙法施行令による算定式】 ・ $(525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500円) \div \text{ポスター掲示場数}$ ●単 価 $(525円6銭 \times 84箇所 + 310,500円) \div 84箇所 = 4,222円 / 枚$ (厚岸町の掲示場数は84箇所) ●枚 数 作成限度枚数：84枚 × 2 = 168枚	4,222円 (1枚当たり)	1,500円 (1枚当たり)
【厚岸町独自の算定式】 ・ 公職選挙法施行令に準じて算定した場合、1枚当たり4,222円となり、実勢価格と比較すると大きく上回ることから、印刷業者から参考見積書を徴収し、次のとおり算定した。 なお、ポスターの作成限度枚数は、破損等を考慮し、公職選挙法施行令の範囲で補正值を設けることとした。 ●単 価 $(525円6銭 \times 84箇所 + 81,850円) \div 84箇所 = 1,500円 / 枚$ ●枚 数 作成限度枚数：84枚 × 補正值1.1 (10枚未満の端数がある場合は、10枚とする) = 92.4枚 ÷ 100枚		



年頭にあたって

輝かしい新春を迎えられたこと、議會を代表し心からお慶び申し上げますとともに、日頃から議會に対し特段のご理解を頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、昨年は誰もが予想していなかった新型コロナウイルスに明け暮れた1年となりました。

そのような中においても、感染予防に最大限の注意を払い、従事された医療・福祉関係者の皆様に敬意を表するとともに、国が発令した緊急事態宣言以降、新しい生活様式が謳われ閉塞的な生活を強いられ、たにも関わらず感染防止に協力された町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

いまだ新型コロナウイルスの脅威は消えないものの、年中には国民へのワクチン接種が始まることで徐々に終息への見通しが出来つつある中、迎えた本年が力強い回復と発展の年となることを大いに期待するところであります。

特に今年は、厚岸道立自然公園の国定公園への昇格が予定されており、自然保護への意識の高まりと観光業の発展に期待を大きくするところであります。

また、自然災害への備えも忘れてはならないことです。

昨年は町内に大きな自然災害が無い年でありましたが、災害は、いつ、どの様な形で発生するかわからないことから、不断の防災意識を持つことを心がけていかなければなりません。議会でも今、災害時の議員の行動規範について検討中であり、議員はもとより皆様に納得出来るものと考えています。

今年1年が町民の皆様にとって飛躍の年となりますように、ご祈念申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症の終息、災害の無い年であることを切に願ひ、年頭にあたってのご挨拶いたします。

厚岸町議会

議長堀

副議長 竹石
議員

同室

同音喜

同南

同佐

同杉

同桂

同大

同中

同中

中中大桂杉佐南音室石竹堀
屋川野川田藤谷多崎澤田
孝利 尚淳 政正 由敏
敦之春実美一健東之紀子夫守

議会の動き（各議員の出席状況）

10月21日から1月19日まで

会議種類	開催日・期間	会 議 名 称	開催日数	議 員 氏 名（議席順）											
				竹田敏夫	石澤由紀子	室崎正之	音喜多政東	南谷健	佐藤淳一	杉田尚美	桂川実	大野利春	中川孝之	中屋敦	堀守
本会議	11月24日	第4回 臨時会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	12月9日～10日	第4回 定例会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
委員 会 等	10月27日	第10回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11月 4日	第7回 厚生文教常任委員会	1	—	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	
	11月20日	第5回 総務産業常任委員会	1	○	—	—	—	○	○	—	○	○	○	○	
	11月24日	第10回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11月24日	第11回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11月27日	第8回 厚生文教常任委員会	1	—	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	
	12月 7日	第11回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	12月 9日	第8回 広報特別委員会	1	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	
	1月13日	第1回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1月19日	第1回 総務産業常任委員会	1	○	—	—	—	○	○	—	○	○	○	○	
	1月19日	第2回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1月19日	第1回 広報特別委員会	1	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	

ロビーでも議会のようすが

議会の開会中は、役場庁舎1階ロビー（町民ホール）に備えつけのテレビで審議の様子が放映されています。

議会の開会中に役場にお越しの際はご覧ください。

『**声の議会だより**』を発行しています

議会だよりを朗読・録音し、希望者にテープの貸出をいたします。

お気軽にお申し付けください。

●詳細は、町役場内議会事務局まで
TEL52-3131